

設立経緯

平成13年に設立された「独立行政法人教員研修センター」を前身とし、平成28年11月に独立行政法人教員研修センター法（平成12年法律第88号）等が一部改正されたことを受け、平成29年4月1日より新たに発足。

機構は、これまでの研修事業、研修に関する指導・助言・援助事業に加え、以下の①～④の業務が追加され、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として機能強化が図られた。

- ① 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
- ② 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及
- ③ 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務
- ④ 教員資格認定試験の実施に関する事務

目的

全国の教職員の養成・採用・研修を担う関係機関との中核拠点として、研修の実施のみならず、各都道府県教育委員会や教育センター及び大学・教職大学院等と連携・協力体制を構築し、研修の高度化・体系化の促進を図るとともに、教職員の資質能力の向上に関する調査研究とその成果の普及その他の支援を行うことにより、教職員の資質の向上を図ることを目的としている。

事業一覧

1. 学校教育関係職員に対する研修
2. 指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及
5. 免許法認定講習等の認定に関する事務
6. 教員資格認定試験の実施に関する事務